

上尾市立学校の水泳授業実施計画

令和8年3月

上尾市教育委員会

1. はじめに.....	- 1 -
2. 質の高い水泳授業の実施に向けた方策.....	- 2 -
方策1 民間プール（民間スイミングスクールを活用した水泳授業）	- 2 -
方策2 公営プール（健康プラザわくわくランドを活用した水泳授業）	- 2 -
方策3 学校間の共有プール	- 2 -
方策4 インストラクターの学校派遣	- 2 -
3. 方策の検討	- 3 -
方策1 民間プール（民間スイミングスクールを活用した水泳授業）	- 3 -
(1) 民間プールの所在場所	- 3 -
(2) 民間プールの活用実績（令和7年度）	- 4 -
(3) 民間プールの受入に関する調査（R7.6調査）	- 5 -
① 調査対象事業者	- 5 -
② 調査結果	- 6 -
③ 受入れ可能な学校数の検証	- 6 -
(4) 今後の民間プールの活用について	- 7 -
① 立地と受入れ可能数をふまえた検証	- 7 -
② 民間プールの活用に係る検証結果	- 7 -
方策2 公営プール（健康プラザわくわくランドを活用した水泳授業）	- 8 -
(1) 公営プールの所在場所	- 8 -
(2) 施設概要	- 8 -
方策3 学校間の共有プール	- 9 -
(1) 施設候補地.....	- 9 -
① 共有プールの整備が必要な地域と時期について	- 9 -
② 「①」をふまえた屋内温水プール建設候補地について	- 9 -
③ 学校施設の更新を見据えた共有プールの建設予定時期	- 9 -
(2) 共有プール（1施設当たり）の年間最大受け入れ校数の検証	- 10 -
(3) 施設の活用・運用について	- 10 -
方策4 インストラクターの学校派遣	- 11 -
(1) インストラクターの学校派遣についての概要	- 11 -
(2) インストラクターの学校派遣の効果について	- 11 -
(3) 他市町村の実施事例について.....	- 11 -
4. まとめ	- 11 -
5. 今後の水泳授業（実行程）	- 12 -
6. 実行程に係る費用.....	- 2 -
コスト比較（令和7年10月時点）	- 2 -
(1) プール更新に係る総費用	- 2 -
① プール更新に係る費用（1校あたり）	- 2 -
② プールの維持管理に係る費用（1校・1年あたり）	- 2 -
③ プール更新に係る総費用.....	- 2 -
(2) 「5. 今後の水泳授業（実行程）」実施に係る総費用	- 3 -
① 共有プール整備に係る費用（1校あたり）	- 3 -
② 水泳授業の委託・共有プールの維持管理に係る費用（1年あたり）	- 3 -
③ 「5. 今後の水泳授業（実行程）」実施に係る総費用.....	- 3 -
(3) 1年あたりのコスト比較	- 4 -

1. はじめに

文部科学省の水泳指導の手引（三訂版）によると、水泳授業の趣旨、目的は「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」であり、水泳は生命にかかわる学習であることから、本市では水泳授業が重要であると考えています。

上尾市教育委員会では、上尾市立学校の水泳授業について、天候の制約を受けることも多く、計画的な実施が難しくなっていることや、安心・安全な水泳授業の実施には、毎日のプール施設の清掃、ろ過装置などの機器の点検清掃、水質管理などの施設の安全管理が必要となり、プール施設管理のための教職員の負担があることなどから、上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方を検討し、令和5・6年度の2年間で民間スイミングスクールを活用した水泳授業モデル事業の検証をもって、令和7年3月に「今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針」（以下「方針」という。）を策定しました。

方針では、地域の実情に鑑み、民間プールや公営プール、学校間の共有プールの活用のほか、インストラクターの学校派遣などの方策により、全ての市立小・中学校において、質の高い水泳授業を推進することとしています。

本計画は、この方針に基づき、計画的に質の高い水泳授業の推進を図ることを目的に実施計画として定めるものです。

2. 質の高い水泳授業の実施に向けた方策

方策1 民間プール（民間スイミングスクールを活用した水泳授業）

屋内温水プール施設において、専門的なインストラクターによる水泳指導が行われています。

このような施設を活用することで、時期や天候に左右されず、水泳授業を計画的に実施することが可能になります。また、インストラクターによる、児童生徒の泳力別のグループ指導や個々の実態に応じた指導もしやすい環境を作ることができます。

さらに、専門のプール監視員を配置することができ、より安全面に配慮した環境で水泳授業を行うことも可能になります。

なお、上尾市立学校で活用が可能な民間スイミングスクールは、6施設（市内3施設、近隣市3施設）あります。

方策2 公営プール（健康プラザわくわくランドを活用した水泳授業）

市内には公営プールが1か所あり、このような公共施設を活用することで、時期や天候に左右されず、水泳授業を計画的に実施することが可能となります。また、インストラクター等による専門的な水泳指導や、より安全に配慮した水泳授業の実施を図ります。

方策3 学校間の共有プール

学校間の共有プールの整備にあたっては、広域的な視点で7～10校程度の学校が共同利用できるように、学校施設の更新時期と合わせ屋内温水プールの建設を検討します。

学校間の共有プールにおいては、インストラクター等による専門的な水泳指導や、より安全に配慮した水泳授業の実施を図ります。また、民間活用による施設の維持管理、運営なども含めた適切な整備手法を検討します。

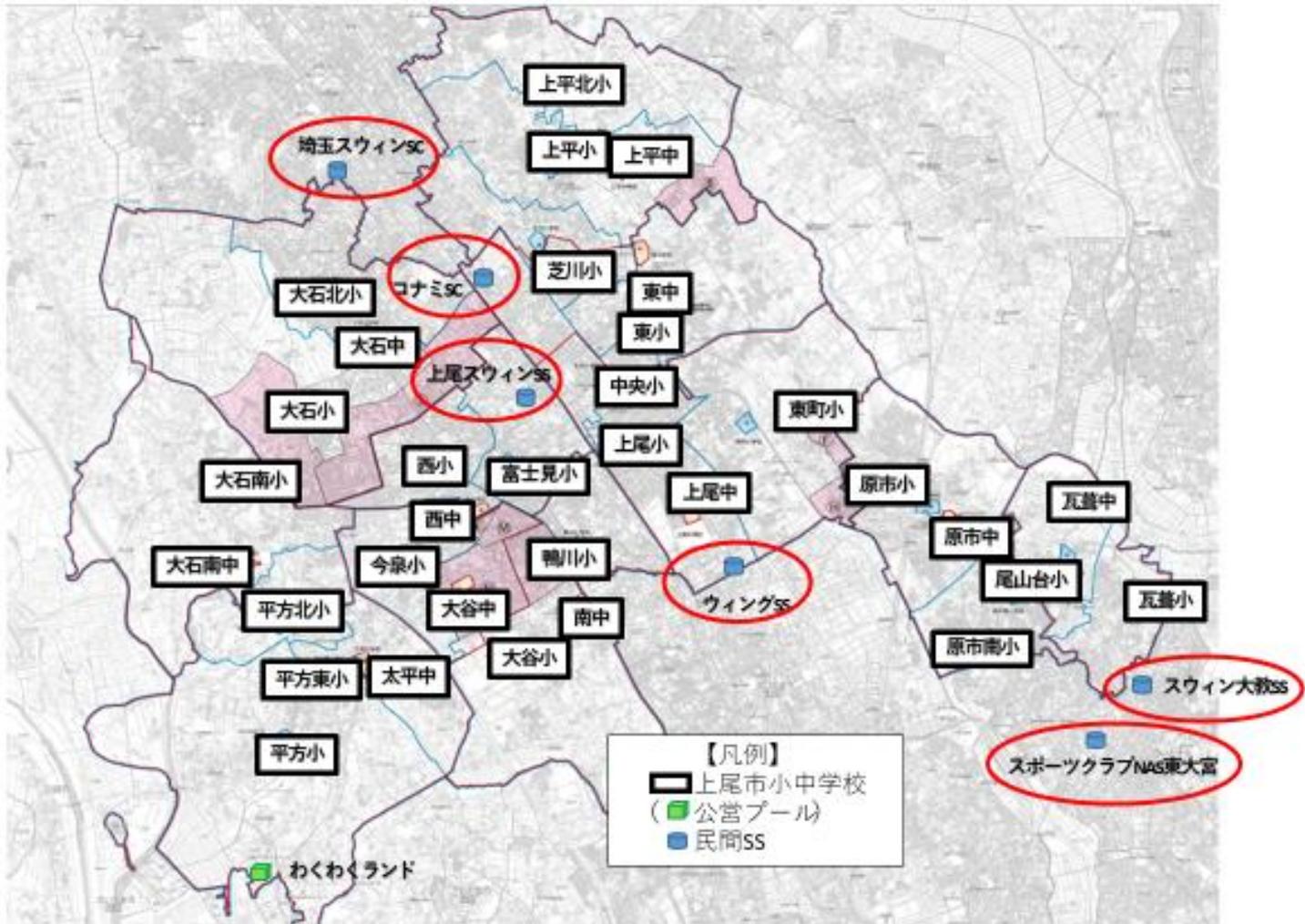
方策4 インストラクターの学校派遣

民間プールにおける児童生徒の受入れには限りがあること、また、学校間の共有プールの整備には相応の期間を要するため、学校プールにインストラクターを派遣するなど、民間事業者と連携した質の高い水泳授業を図ります。

3. 方策の検討

方策1 民間プール（民間スイミングスクールを活用した水泳授業）

(1) 民間プールの所在場所



(2) 民間プールの活用実績（令和7年度）

実施校	実施場所
原市小学校 児童数：531人	ウイングスイミングスクール上尾校 (株式会社ウイング)
鴨川小学校 児童数：436人	
平方東小学校 児童数：387人	上尾スウインスイミングスクール (株式会社上尾スイミングスクール)
大谷中学校 生徒数：782人	
太平中学校 生徒数：289人	
上平北小学校 児童数：229人	コナミスポーツクラブ北上尾 (コナミスポーツ株式会社)
芝川小学校 児童数：567人	
上平小学校 児童数：460人	
西中学校 生徒数：529人	
瓦葺中学校 生徒数：286人	スウイン大教スイミングスクール大宮東 (株式会社大宮教育センター)
尾山台小学校 児童数：149人	
大石北小学校 児童数：673人	埼玉スウインスイミングクラブ (株式会社埼北スイミングスクール)

(3) 民間プールの受入に関する調査 (R7.6 調査)

① 調査対象事業者

上尾市立学校で活用が可能な民間プール事業者（6者）に、受入れ可能な学校数について、アンケート調査を実施しました。

事業者名	所在地
ウイングスイミングスクール上尾校 (株式会社ウイング)	上尾市日の出1丁目7-25
上尾スウィンスイミングスクール (株式会社上尾スイミングスクール)	上尾市春日1-4-16
コナミスポーツクラブ北上尾 (コナミスポーツ株式会社)	上尾市緑丘3-4-61 P・A・P・A 上尾ショッピングアヴェニュー内
スウィン大教スイミングスクール大宮東 (株式会社大宮教育センター)	さいたま市見沼区東大宮6-8-1
埼玉スウィンスイミングクラブ (株式会社埼玉北スイミングスクール)	桶川市若宮1-4-52 埼玉北 SS ビル 3F
スポーツクラブ NAS 東大宮 (スポーツクラブ NAS 株式会社)	さいたま市見沼区東大宮5丁目26-1

② 調査結果

調査に係る設定条件

小学校… 1学年ごとに実施（2時限×5回×6学年）

中学校… 1学年を2つに分けて実施（2時限×5回×2グループ×3学年）

なお、調査結果については、調査時点の状況に鑑みた回答であるため、今後、実施（受入れ）可能校については、変動する可能性があります。

事業者名	実施可能校
ウィングスイミングスクール上尾校 （株式会社ウィング）	3校
上尾スウィンスイミングスクール （株式会社上尾スイミングスクール）	3校
コナミスポーツクラブ北上尾 （コナミスポーツ株式会社）	5校
スウィン大教スイミングスクール大宮東 （株式会社大宮教育センター）	3校
埼玉スウィンスイミングクラブ （株式会社埼玉スイミングスクール）	1校
スポーツクラブNAS 東大宮 （スポーツクラブNAS株式会社）	1校
合計	16校

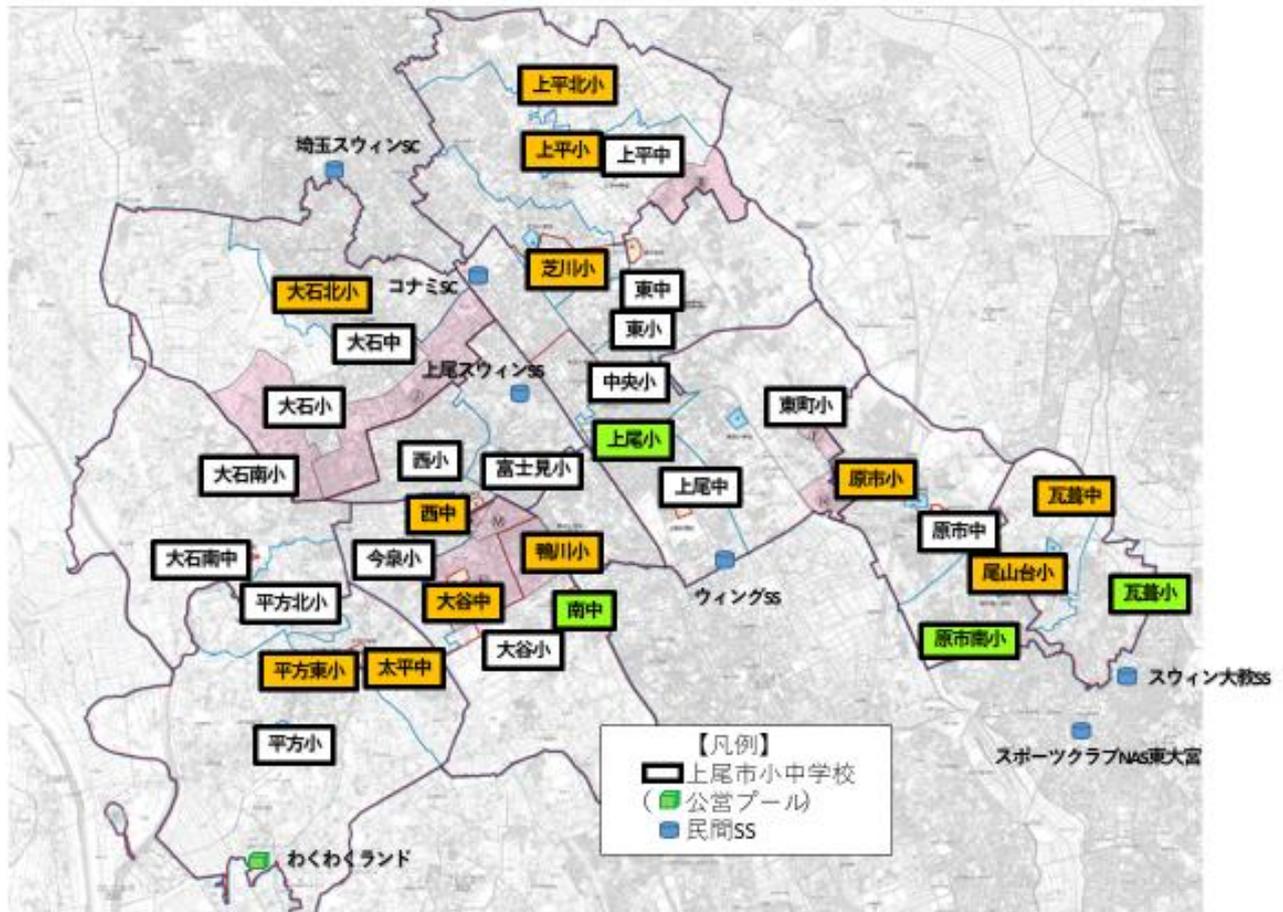
③ 受入れ可能な学校数の検証

現在、12校（小8校・中4校）で民間プールを活用した水泳授業を実施していますが、上記の「民間プールの受入れに関する調査」において、受入れ可能な学校数は16校程度となっています。

(4) 今後の民間プールの活用について

① 立地と受入れ可能数をふまえた検証

民間プールを活用した水泳授業の実施にあたっては、授業時間の確保のため、バス等による移動時間（学校 ⇄ 民間プール）を（片道）3.5km未滿で15分程度としています。立地的にその条件を満たさない学校は 平方小学校 と 平方北小学校 の2校のみですが、民間プールの受け入れ可能な上限（16校程度）等を考慮すると、17校程度（高崎線西側10校、同東側7校）において、民間プールの活用が難しい状況です。



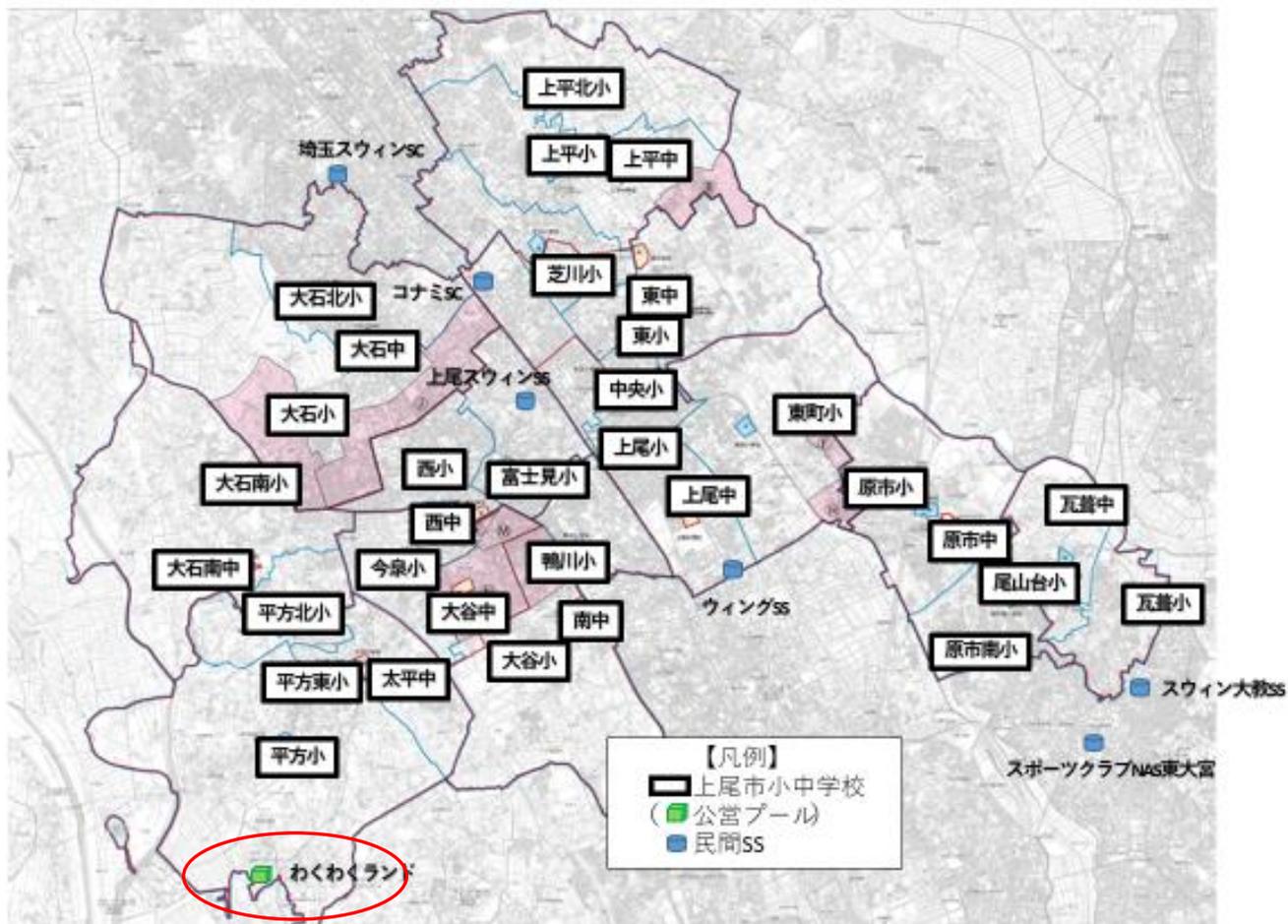
-  民間プール実施校（令和7年度時点）
-  民間プール実施予定校（令和9年度までに実施予定）

② 民間プールの活用に係る検証結果

民間プールの立地状況及び受け入れ可能な学校数を検証した結果、民間プール以外の方策を検討する必要があります。

方策2 公営プール（健康プラザわくわくランドを活用した水泳授業）

(1) 公営プールの所在場所



Ver.8.3

(2) 施設概要

上尾市平方に公営プール（健康プラザわくわくランド）が1カ所あります。

本施設は、西貝塚環境センターの余熱を利用した屋内温水プール（20mプール 3レーン）であり、水泳授業1回当たりの受入れ可能人数は1クラス（35人）程度となります。

なお、「上尾市健康プラザわくわくランド個別施設管理計画（令和6年2月）」において、同センター稼働停止後における本施設のあり方については、令和10年度を目途に定めることとしています。

方策3 学校間の共有プール

(1) 施設候補地

① 共有プールの整備が必要な地域と時期について

前述のとおり、17校程度（高崎線西側10校、同東側7校）において、民間プールの活用が難しい状況であり、移動時間等を考慮すると、高崎線を境とした西側地域と東側地域に共有プールの整備が必要となります。

西側地域 平方方面の学校については、学校施設の更新を見据え、学校プールの除却を要する時期が間もなく到来するため、早期に学校間の共有プールの整備が必要となります。なお、大石方面については、平方方面の共有プールの整備に鑑み、共有プールや民間プールの活用を進めます。

東側地域 埼玉県が整備手法等の検討を進めている、上尾運動公園の再整備に係る動向を注視しつつ、学校施設の更新を見据え、学校間の共有プールの整備を検討します。

② 「①」をふまえた屋内温水プール建設候補地について

学校間の共有プールの整備にあたっては、学校全体の施設配置の検討を要する大規模な工事となるため、学校施設の更新を見据えた整備が必要となります。

このため、**西側地域**については、「太平中学校・平方東小学校校舎等更新」と合わせ、共有プールを整備することが望ましいものと考えます。

また、**東側地域**については、埼玉県が整備手法等の検討を進めている、上尾運動公園の再整備に係る動向を注視しつつ、学校間の共有プール利用予定校の移動時間に鑑み、東町小学校に共有プールを整備することが望ましいものと考えます。

東側地域 整備検討の考え方

1. 上尾運動公園の再整備に係る屋内温水プールを活用（東町小学校には整備しない）
2. 上記に屋内温水プールが整備されない場合は、東町小学校に共有プールを整備

③ 学校施設の更新を見据えた共有プールの建設予定時期

西側地域 太平中学校・平方東小学校校舎等更新に鑑み、共有プールの整備を進めた場合、令和12年度から共有プールの利用が開始できる見込みです。

東側地域 東町小学校に共有プールの整備を進める場合、学校施設の更新に鑑み、令和16年度から共有プールの利用が開始できるように検討を進めます。

(2) 共有プール（1施設当たり）の年間最大受け入れ校数の検証

I	1日当たりの実施回数（2時限を1回とする）	3回
II	1週間当たりの実施可能日（週1日は予備日としている）	4日
III	1年間の実施可能週（※1）	24週
IV	1回当たりの受入れ可能人数	150人
V	受入れ可能人数（年間）	43,200人

※1（Ⅲ 1年間の実施可能週）

1学期 6月の1週目から夏休みに入る7月の2週目までの6週間

2学期 9月の1週目から体育祭期間に入る10月の1週目までと、体育祭期間後の11月の1週目から冬休みに入る12月の2週目までの11週間

3学期 冬休み明けの1月の2週目から2月4週目までの7週間

以上、年間：24週間とする。

上記のとおり、単純計算では、おおよそ4万3千人（年間）の受入れが可能となります。

水泳授業の実施に当たっては、学校毎に、小学校は各学年を一斉に実施、また、中学校については各学年を2つに分けて実施することとした場合、1施設当たり、7校から10校の実施が可能となります。

(3) 施設の活用・運用について

学校間の共有プールにおいては、インストラクター等による専門的な水泳指導や、より安全に配慮した水泳授業の実施を図ります。また、民間活用による施設の維持管理、運営なども含めた適切な整備手法を検討します。

なお、共有プールの整備に当たっては、学校教育の場としての機能だけでなく、市民の健康増進や地域コミュニティの観点から、市民開放の在り方についても検討します。

方策4 インストラクターの学校派遣

(1) インストラクターの学校派遣についての概要

前述のとおり、学校間の共有プールの整備・活用までは相応の時間を要します。それまでの間、民間プールなどを活用し水泳授業を実施する学校と同様に質の高い水泳授業を実施していくため、インストラクターの学校派遣による授業展開について検討します。

(2) インストラクターの学校派遣の効果について

民間プールの活用と同様に、専門性の高いインストラクターの指導による児童生徒の泳力向上等が見込まれます。また、プール施設の維持管理等に係る教員の負担軽減についても検討します。一方で、屋外プールのため天候による制約を受けるなど、計画的な実施が難しいといった課題が残ることから、学校間の共有プールや民間プールに段階的な移行を図ります。

(3) 他市町村の実施事例について

これまでに、志木市、坂戸市、川島町で実施しており、これら自治体の事例等も参考に実施に向け調整を図ります。

4. まとめ

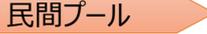
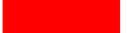
現状の公営プールや民間プールの活用のみでは、全ての児童生徒への質の高い水泳授業の実施が困難なため、民間プールの活用が難しい地域、学校については、学校施設の更新を見据え、学校間の共有プールの整備を推進する必要があります。ただし、共有プールの整備には相応の時間を要するため、専門的な水泳指導による泳力向上や教職員の負担軽減、安全面に配慮した水泳授業の実施など、民間プールで水泳授業を実施する小・中学校との公平性に鑑み、インストラクターの学校派遣の調整を図ります。

なお、公営プール（健康プラザわくわくランド）の活用については、西貝塚環境センター稼働停止後における本施設のあり方を検討・判断している段階であるため、今後の方針等に注視しつつ、引き続き検討します。

5. 今後の水泳授業（実施行程）

これまでの検討・検証を踏まえ、「今後の上尾市立学校の水泳授業の基本方針」に基づき、各
 方策の導入予定時期を示します。

【スケジュールに示す矢羽の種類と説明】

	民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施
	学校間の共有プールを活用した水泳授業を実施 ※学校施設の更新に合わせ共同利用の屋内温水プールを整備
	インストラクターの学校派遣により水泳授業を実施
	学校施設更新計画上のプール除却を実施

※公営プールの活用については引き続き検討を要する

実施行程表（1 / 2）

学校名	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
1 上尾小学校							民間プール						共有プール	
2 中央小学校							インストラクター						共有プール	
3 大谷小学校										共有プール				
4 平方小学校										共有プール				
5 大石小学校									インストラクター				民間プール	
6 原市小学校		民間プール											共有プール	
7 上平小学校				民間プール										
8 富士見小学校									インストラクター				民間プール	
9 尾山台小学校				民間プール										
10 東小学校										民間プール			共有プール	
11 大石南小学校										共有プール				

実施行程表（2 / 2）

学校名	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
12 平方東小学校		民間プール							共有プール					
13 原市南小学校					民間プール									
14 鴨川小学校			民間プール											
15 芝川小学校			民間プール											
16 瓦葺小学校					民間プール									
17 今泉小学校									共有プール					
18 西小学校									民間プール					
19 東町小学校									民間プール				共有プール	
20 平方北小学校									共有プール					
21 大石北小学校			民間プール											
22 上平北小学校		民間プール												
23 上尾中学校									インストラクター				共有プール	
24 太平中学校				民間プール					共有プール					
25 大石中学校									インストラクター				民間プール	
26 原市中学校									インストラクター				共有プール	
27 上平中学校									民間プール					
28 西中学校				民間プール					共有プール					
29 東中学校									民間プール					
30 大石南中学校									共有プール					
31 瓦葺中学校		民間プール												
32 南中学校					民間プール									
33 大谷中学校			民間プール						共有プール					

6. 実施行程に係る費用

コスト比較（令和7年10月時点）

各校のプール更新に係る総費用（全校が学校プール利用）と「5. 今後の水泳授業（実施行程）」実施に係る総費用（全校が屋内温水プール利用となる2034(R16)年を基準）を算出し、プールに関する費用を比較することで、財政面の負担軽減効果を検証します。

なお、コスト比較にあたっては、プールの水槽やその防水、ろ過装置や給排水管などの設備は、概ね30年で大規模な改修や交換が必要となるため、30年で検討を行います。

（1） プール更新に係る総費用

学校プール更新に係る費用は、プールの解体・建設費のほかに、修繕・工事費や水質維持管理費、光熱水費がかかります。

① プール更新に係る費用（1校あたり）

A	屋外プール解体費	算出根拠（設計事例）	180,994,000円
B	屋外プール建設費	（他市事例）	462,160,842円
C	合計		643,154,842円

② プールの維持管理に係る費用（1校・1年あたり）

A	修繕・工事費	（実績額）	1,121,053円
B	水質維持管理費	（実績額）	292,415円
C	光熱水費	（実績額）	832,558円
D	合計		2,246,026円

③ プール更新に係る総費用

A	プール更新に係る費用 ①		643,154,842円
---	--------------	--	--------------

B	プールの維持管理に係る費用 (②×33校)	74,118,858円
C	30年間でかかる費用 (A×31校+B×30年)	22,161,365,842円
D	年間想定費用 (C÷30年)	738,712,195円

(2) 「5. 今後の水泳授業（実施行程）」実施に係る総費用

「5. 今後の水泳授業（実施行程）」実施に係る費用は、水泳授業の委託費用や屋内温水プールの整備・維持管理費がかかります。

① 共有プール整備に係る費用（1校あたり）

A	屋内温水プール建設費 (他市事例)	879,252,500円
B	屋外プール解体費 (他市事例)	180,994,000円
C	合計	1,060,246,500円

② 水泳授業の委託・共有プールの維持管理に係る費用（1年あたり）

A	民間プール委託費 (16校分) (参考見積)	135,415,731円
B	共有プール委託費 (17校分) (参考見積)	104,205,330円
C	共有プールの維持管理 (2校分) (他市事例)	96,318,000円
D	合計	335,939,061円

③ 「5. 今後の水泳授業（実施行程）」実施に係る総費用

A	共有プール整備に係る費用 (①×2校)	2,120,493,000円
B	プール解体費 (①_B×31校)	5,610,814,000円
C	水泳授業の委託・共有プールの維持管理に係る費用 (②)	335,939,061円
D	30年間でかかる費用 (A+B+C×30年)	17,809,478,830円
E	年間想定費用 (D÷30年)	593,649,294円

(3) 1年あたりのコスト比較

プール更新に係る費用（下表①）と「5. 今後の水泳授業（実施行程）」実施に係る費用（下表②）を比較すると、後者の方が費用を抑えられ、年間費用は約1.5億円、30年間の総費用で換算すると約44億円の経費削減が期待できます。

	年間費用	30年間の総費用
①プール更新	738,712,195円	22,161,365,842円
②実施行程	593,649,294円	17,809,478,830円
差し引き（②-①）	▲145,062,901円	▲4,351,887,012円



上尾市立学校の水泳授業実施計画

令和8年3月
上尾市教育委員会 発行

学校教育部 指導課

電話番号 048-775-9672 FAX 048-776-5633

E-mail s732000@city.ageo.lg.jp

教育総務部 教育総務課 新しい学校づくり推進室

電話番号 048-775-9469 FAX 048-776-2250

E-mail s726000@city.ageo.lg.jp

〒362-8501

埼玉県上尾市本町三丁目1番1号